

三浦市議会議員政治倫理審査会記録（第12回）

- 日 時 令和4年2月17日 午前9時59分～午前10時17分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について
- 出席委員 委員長 出口眞琴
副委員長 溝川幸二
委 員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 参考人 及川圭介教育長、高梨真一学校教育課長
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長 高梨久子議会総務課長、
長島ひろみ議事グループリーダー

○委員長 おはようございます。ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

今回も、引き続き政治倫理基準違反の行為の存否について審査を進めてまいります。

本日は、前回に引き続き、参考人として市の職員の出席を求めております。お忙しい中を再度出席いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

前回は、支援協議会あるいは学校への確認、また支援協議会の保有している資料を見せていただくことについて、委員のほうからお願いをいたしました。資料につきましては審査会開会前に確認させていただきましたので、ここでは支援協議会と学校にご確認いただいた結果についてお聞きしたいと思います。

それでは、課長のほうからよろしくお願いいたします。

○学校教育課長 まず初めに、6,900円の支出が通帳に記載がないということの件についてです。学校支援協議会に聞き取りを行ったところ、一部について通帳を介したかどうか判然としない処理があるとのことでありました。

また、2点目です。仕入れ値と同額での販売についてです。疑義が示された令和2年8月、令和3年3月の販売を確認したところ、販売は寄附金を付加した金額で行われていることが確認できました。前回の審査会でお答えした、販売当初、受注販売ではなく販売の見込数で購入したTシャツについて、在庫となってしまったために、損金を出さないために仕入れ値と同額で販売したことがあるというものの以外は、寄附金を付加して販売を行っていたことが確認できました。

3点目です。Tシャツの申込み、集金、引渡しについてです。基本的には支援協議会のメンバーである教頭が行っておりますが、学級担任が集金や引渡しについて自主的に担ってくれているケースがあることが確認できました。150周年記念事業のために、学校支援協議会の事業に協力してくれているものと解釈しております。

○委員 1点目の、領収書、6,900円なんですけれど、支払いはして、通帳を見ると、かなり手持ちのお金がないようにはなっているんですけど、最初の頃、手持ちのお金で支払ったということだと思います。支払いはされていて領収書もあるので、通帳を介さなかったということで、分かりました。

2番目の、Tシャツの販売、1,300円なんですけれど、請求書の資料4、2ページです。ちょっと説明が分からないところもあるんですけど、この1,300円というのは、白のTシャツの120から140のみが1,300円で注文を取ったということですよ。

○学校教育課長 委員おっしゃるとおり白のみで、ピンクからミントグリーンについては1,600円で販売している。

○委員 なので、それは200円じゃなくて300円上乗せで販売したということですか。

○学校教育課長 そのようになります。

○委員 それで、納品書と注文書で、全部見たんですけど幸いなことに……という言い方がいいのかは分かりませんが、白の120から140というのは注文を受けていないんですよ。なので、1,300円で仕入れて1,300円で売ったという実態は出てこないということになるかと思います。なので、これも分かりました。

それと、Tシャツの申込み、あと代金をもらってTシャツを渡すということなんですけれど、前回の審査会で課長が、本務に影響しないようにしているということを行ったんですよ。本務に影響しなければ本務以外のことを行ってもよいというふうに勘違いされるといけないので、基本的に勤務時間内ではやらなかったという解釈でいいですかね。

○学校教育課長 前回もお話しさせていただきましたけれども、実際に子供から預かる場合は勤務時間内です。朝、「先生、持ってきた」というふうに出された場合には勤務時間になりますので、勤務時間外と言ってしまうとまた語弊があるかもしれませんが、150周年記念事業というのは学校教育に関わる部分でありますし、教職員のそもそもの本務とは関わらない部分かもしれませんが、教育活動という部分ではやはりそこは協力していく部分でありますし、各教職員も150周年を成功させたいという気持ちを持って自発的に協力していただいているというふうに解釈しています。

○委員 どういうふうな言い方にしたらいいのかあれですけど、たまたまなのかどうなのか分からないけど、発注先がマリー、藤田さんだったというのがついているんですよ。そうすると、発注先がマリー、藤田議員だったから職務中に扱ったとかということはないわけですね。

○学校教育課長 そのようなことは全くありません。

○委員 よく昔あったんですけど、公務員の仕事って情にかなう——気持ち的に仕事が情にかなっている、理にかなっている、それと法にかなっている。情と理と法にかなってなければ、いい仕事じゃないんだって、昔から言われています。なので、これは倫理の審査会なので、疑われるようなことは極力避けなければいけなかったのかなというふうに私は思います。

それともう1点、Tシャツの契約なんですけれど、資料4の5ページ、注文書で注文するときに、三浦市立三崎小学校という名前で注文しちゃっていて、その後、マリーのほうで納品書、請求書、領収書も三崎小学校の名前だった。前回、課長は処理としては適当でなかったということなんですけれど、適当でなかったということの責任は誰にあるんですかね。適当でなかった処理をしちゃった責任。

○学校教育課長 この場で即座にお答えはできないかなと思っております。少なくとも、資料4の2ページの、子供たちへの注文書については支援協議会の名前で出しています。

○委員 これはいいんですよ。これは知っています。

○学校教育課長 そこで実際、学校のほうから注文をして、その注文を受けて業者のほうから納品の部分については学校の注文書に沿って作られてしまっているとは思いますが、その部分では前回もお話したとおり、事務処理をする際に協議会としての仕事と混同してしまっているとか、そういう部分での事務処理として適切ではなかったということはお伝えさせていただきましたけども、この場で、その事務処理をした教頭の責任なのかとか、または管理職の責任なのかとかというのは判断しかねます。

○委員 資料4の5ページのところでは、「三崎小Tシャツ注文」という、小学校は三崎小学校の名前で注文をした。そしてマリーのほうは、4ページのところでは注文を受けて納品書ということで、マリーも納品先が三崎小学校。3ページでは、御請求書が三崎小学校、領収書が三崎小学校ということで、小学校については注文書、マリーについては納品書、請求書、領収書で適切に処理されていなかった。それが5年間続いたんですよ。それぞれに責任があるというふうに思います。

その発端をつくったのは、及川教育長が当時校長だったということから始まっていますよね。事務処理の責任は……、要綱で校長が行うということでしたっけ。第5条、「支援協議会に関する事務は校長が行い」とあるんですけど、発端をつくったのは、最初のところでは及川教育長が校長のときだったということになりますかね。

○教育長 当時、これまでも説明の中で申し上げておりますけれども、学校ということと支援協議会ということとを混在して、その販売についての手続を行ってしまったということについては事実としてありますので、認めているところであります。そして、今後についてはほかの学校も含めて、そのような適切でない扱いをしないように気をつけていくということでもあります。

○学校教育課長 先ほど、責任の所在はという話があったんですけども、この注文を受けて発注しているというのが学校支援協議会のほうの活動となっております。任意団体である支援協議会なんですけども。責任の所在と言われると、支援協議会というふうに答えるしかないのかなというふうに思います。

○委員 そうすると、支援協議会の事務の責任者というのは誰なんですか。

○学校教育課長 要綱に書かれている範囲では、事務を行うとは書いてありますが、事務の責任

を負うまでは書いていないので、今すぐにはお答えできません。しかもこれ、任意団体である支援協議会の要綱ですので、ここですぐにお答えできません。

○委員長 要綱だけ見ると事務は校長が行うと書いてあるけど、あくまでも任意団体なので、そこを追求していくのは難しいのかなと。この場では。

○委員 任意団体だという言い方をしているけど、校長、教頭が出ているわけですよ。要綱があって、要綱の中では事務は校長が行うと書いてあって、じゃあほかに誰が責任者なのかというのがこの要綱のところで読み取れるかといったら読み取れないわけですよ。解釈できないということならば……

○委員長 この部分に関しては、学校教育課長にお聞きしても、立場が違うのかなと思うんです。

○委員 分かりました。政治倫理の審査会なのでね、これも疑われるようなことは極力避けるということが必要だと思います。以上です。

○委員長 他に。

○委員 私も、資料4の17ページのところの領収書について違和感があったので、現物を確認させてもらいたいというようなことを前回お願いさせていただきました。それで、先ほど現物を確認させていただいた中で、この政治倫理の部分で議論の俎上に乗るようなところが確認できなかったということだけ申しておきます。

○委員長 他になければ、以上で質疑を終了いたします。

参考人におかれましては、ご退席いただいて結構です。審査会への協力、ありがとうございます。

[参考人 退席]

○委員長 本日の審査は、以上で終了いたします。

次回の開催日時につきましては、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。
